昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	一・六五
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一・五六
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	一・四九
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一・四二
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一・三八
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一・三四
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・二九
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・二六
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・二三
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・一九
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・一六
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・一三
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・〇八
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・〇六
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇五
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇二
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇一
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	〇・九九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第一号（第二十五条関係）(1)

（表面）

▲　船員保険被保険者証　記号　番号

本人（被保険者）　平成　年　月　日交付

氏名　性別
生年月日　月　日
資格取得年月日　年　月　日

船舶所有者所在地
船舶所有者名称

印

保険者番号
保険者名称
保険者所在地

（裏面）

注意事項

1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2．保険医療機関等について診療を受けようとするときには、必ずこの証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合はこの証に高齢受給者証を添えて）その窓口で提示してください。
3．被保険者の資格が無くなったときは、五日以内にこの証を船舶所有者に返してください。
4．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
5．証の記載事項に変更があった場合には、すぐに船舶所有者を経由して保険者に差し出して訂正を受けて下さい。

住所

……

備考

備考　1．プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
3．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
4．別途被保険者に周知することにより、注意事項を省略することができる。